

宮島栈橋旅客ターミナル内壁面広告掲出に関する契約書

廿日市市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、宮島栈橋旅客ターミナル内壁面広告（以下「壁面広告」という。）の使用について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、乙が壁面広告を使用するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象範囲）

第2条 乙が使用する壁面広告は次の範囲とする。

所 在 廿日市市宮島町1162番地18

名 称 宮島栈橋旅客ターミナル内 壁面広告

※詳細は別図のとおり

（業務内容）

第3条 乙は壁面広告に掲出する事業者を募集し、広告の作成、掲出及び撤去に関する業務を行うものとする。

（掲出条件）

第4条 掲出する内容については廿日市市広告掲載要綱及び廿日市市広告掲載基準に沿って作成すること。

2 乙は、新たに広告を掲出、または既存の広告を変更する場合は、宮島栈橋旅客ターミナル内壁面広告掲出（変更）承認願（様式第9号）を甲に広告掲出予定日の1ヶ月前までに提出し、甲の承認を受けること。

3 掲出する事業者は、廿日市市内又は広島県内に事業所を置く事業者を募集するように努めること。

4 乙は、毎年度、使用開始前の2月末日までに、第2条が規定する範囲の行政財産使用許可申請を甲に提出し、行政財産使用許可を受けること。

（使用の期間）

第5条 使用の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（費用負担）

第6条 乙は、壁面広告の使用にあたり、広告設備使用料として別表に定める金額を翌月末までに、甲に支払うものとする。

2 乙は、前項で定める広告設備使用料とは別に、行政財産使用料の年額を甲が指定する期日までに甲に支払うものとする。

3 甲の都合により壁面広告が使用できない場合は、行政財産使用料については使用できない面の数と期間に基づいた金額を割り引き、広告設備使用料については使用できない期間に基づいた金額を該当の月の金額から割引くこととする。

4 前項の規定により使用できない期間の広告設備使用料の計算をする場合は、日割り計算とし、算定額に10円未満の端数があるときは、その端数の額は10円に切り上げるものとする。

5 広告作成費用及び広告の掲出、撤去に伴う費用は、乙の負担とする。

（収益について）

第7条 広告掲出により事業者から得た収益は、乙の収益とする。

2 前項の規定により乙が事業者より受け取る金額については、乙及び事業者が協議して定めるものとする。

(維持管理)

第8条 維持管理及び修繕に関する費用負担については、電気料金、広告フィルム及び乙に帰責事由があるものを除き、甲が負担するものとする。

(その他)

第7条 契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 廿日市市
代表者 廿日市市長 松 本 太 郎

乙 住所
氏名

別表

(消費税及び地方消費税込み)

区分	金額	納入期限
4 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	5 月末
5 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	6 月末
6 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	7 月末
7 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	8 月末
8 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	9 月末
9 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	1 0 月末
1 0 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	1 1 月末
1 1 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	1 2 月末
1 2 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	1 月末
1 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	2 月末
2 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	3 月末
3 月分	(落札価格) ÷ (1 2 ヶ月) 円	4 月末
合計	(落札価格)	—